第明治三十五種郵便物認可
△
○　○
1　平成27年12月3日　木曜日　官　報　（号外第272号）

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産・免責・再生関係　一
特殊法人等
農業会議組織変更（徳島県）関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他　三
会社決算公告　三

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第３２８号
岐阜県羽島郡笠松町門間1803番地の２
債務者　江崎　眞司
1　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保　等
4　破産債権の届出期間　平成28年１月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年２月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４９８号
千葉県八千代市大和田809番地２　中央パレス107
債務者　島田　芳明
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩沢　忠和
4　破産債権の届出期間　平成27年12月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年２月２日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１９８０号
神奈川県藤沢市遠藤817番地の１　市営遠藤第２住宅13棟103
債務者　杉本　　寛
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細貝　嘉満
4　破産債権の届出期間　平成27年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年２月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４１４号
相模原市中央区矢部３丁目12―５　ムート矢部、住民票上の住所相模原市南区東大沼２丁目17番３号
債務者　伊藤　　洋
成年後見人　志田なや子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷里枝子
4　破産債権の届出期間　平成27年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年２月９日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４１９号
相模原市南区古淵２丁目２番16―308号
債務者　坂井　哲二
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片倉　亮介
4　破産債権の届出期間　平成27年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年２月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１１５号
長野県上田市緑が丘３丁目18番２号
債務者　岡田　憲輔
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　　薫
4　破産債権の届出期間　平成27年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年２月17日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第４４８号
栃木県宇都宮市花房２丁目10番13号
債務者　居酒屋おたること　石田　**静**子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　雅之
4　破産債権の届出期間　平成27年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年２月12日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成28年２月11日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第９５４１号
東京都目黒区下目黒２丁目21―27―402
債務者　浜野　健一
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　東陽
4　破産債権の届出期間　平成27年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年２月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６１１号
東京都武蔵村山市三ツ藤２丁目32―10
債務者　碇谷　康幸
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　公芳
4　破産債権の届出期間　平成27年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年２月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６２７号
埼玉県新座市池田４丁目１―13　ソレイユＢ202
債務者　西垣　廣樹
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　弓恵
4　破産債権の届出期間　平成27年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年２月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部